静岡県田方郡函南町桑原字狐ヶ峯1299番156 山林　8,244㎡	箱根山御山組合 静岡県田方郡函南町平井717番地の13	現況：山林
静岡県田方郡函南町桑原字古草1300番125 山林　548㎡		
静岡県田方郡函南町桑原字古草1300番131 畑　85㎡		
静岡県田方郡函南町桑原字古草1300番287 畑　1,613㎡		
静岡県田方郡函南町桑原字香音1323番189 畑　390㎡		
静岡県静岡市葵区瀬名五丁目3493番9 畑　82㎡	市川　銀蔵 静岡県静岡市瀬名1217番地の1	現況：雑種地
静岡県三島市谷田字塚畑ケ1525番7 公衆用道路 83㎡	長泉寺 静岡県三島市谷田168番地	現況：三島市所管道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成29年9月20日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県阿賀野市堀越字市ノ山1263番3 畑　13㎡ （買収時：北蒲原郡堀越村大字堀越字市ノ山1263番3　畑　4歩）	氏名不詳 住所不詳	一部公共利用あり
新潟県佐渡市沢根字元町643番7 山林　80㎡ （買収時：新潟県佐渡郡澤根町大字澤根字元町643番7　田　1畝18歩）	円福寺 新潟県佐渡郡澤根町大字澤根町	
新潟県佐渡市沢根字元町643番12 畑　117㎡ （買収時：新潟県佐渡郡澤根町大字澤根字元町643番2　畑　6畝9歩）		
新潟県佐渡市沢根字上ノ城588番1 畑　334㎡ （買収時：新潟県佐渡郡澤根町大字澤根字上ノ城588番　畑　2畝12歩）		
新潟県佐渡市沢根字上ノ城599番 畑　193㎡ （買収時：新潟県佐渡郡澤根町大字澤根字上ノ城599番　畑　1畝18歩）	村田　松蔵 新潟県岩船郡三面村	
新潟県南魚沼市塩沢字樋渡374番7 畑　109㎡ （買収時：新潟県南魚沼郡塩澤町大字塩澤字樋渡374番3　畑　2畝15歩）	長恩寺 新潟県塩澤町大字塩澤	
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢３丁目５番７ 畑　95㎡ （買収時：新潟県南魚沼郡湯澤村字町裏2678番１　畑　１反１畝１歩）	中村大左ェ門 新潟県南魚沼郡湯澤村	耕作目的で貸付中
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢３丁目５番８ 畑　113㎡ （買収時：新潟県南魚沼郡湯澤村字町裏2678番１　畑　１反１畝１歩）		
福井県丹生郡越前町織田153字内ノ宮１番１ 畑　102㎡ （買収時：福井県丹生郡織田村織田153字内ノ宮１番１　畑　１畝１歩）	劔神社 福井県丹生郡織田村織田	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成29年9月20日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県一宮市西五城字高須賀892番1 畑　328㎡	浅野　清八　外107名 愛知県中島郡起町大字西五城	
愛知県一宮市西五城字高須賀892番2 畑　297㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成29年9月20日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
兵庫県洲本市中川原町安坂字草田山33番 山林　854㎡	細川　雄一 洲本市中川原町三木田319の２番地 細川源治郎 洲本市中川原町三木田158番地	現況：山林
兵庫県洲本市中川原町安坂字草田山34番２ 山林　1,207㎡	細川　五平 洲本市中川原町安田158番屋敷	現況：山林
兵庫県洲本市中川原町安坂字草田山35番１ 山林　1,174㎡		
兵庫県明石市藤江字今崎野1631番４ 田　87㎡	沢田清兵衛 神戸市須磨区離宮前町	現況：雑種地